# 愛媛県キャリア形成プログラムの改定について

令和3年度第3回 愛媛県保健医療対策協議会資料

地域枠医師等について、「医師不足地域における医師の確保」及び「医師不足地域に派遣される医師のキャリア形成」を両立するため、以下のとおり定めることとし、資料1-2「愛媛県キャリア形成プログラム(案)」のとおり改定することといたしたい。

## 1 地域枠医師が非常勤で地域貢献を行う体制の構築

地域枠医師の義務年限の中断については、大学院進学等のキャリアへの配慮や育児 等の個々の事情などのやむを得ない場合に認めているが、義務年限の中断中の地域枠 医師にも地域貢献ができる体制を構築するため、新たに非常勤で地域貢献を行う仕組 みを定める。

## <非常勤勤務の取扱い>(資料1-2の2ページ)

・義務年限の中断中の地域枠医師(初期臨床研修中は除く。義務年限対象外を含む。)が、あらか じめ県が指定する医療機関に非常勤で勤務した場合に、勤務日数に応じて義務年限に算入する。

#### <非常勤勤務の運用方法>

- (1) 義務従事とみなす医療機関の選定方法
  - 地域医療貢献期間中の地域枠医師が配置されていない地方拠点病院及び医師少数スポットの医療機関を選定することとし、毎年度あらかじめ決定する。
- (2) 義務従事とみなす条件(すべてを満たすこと)
  - ・非常勤で雇用されること。
  - ・年間20日(1か月当たりの勤務日数)以上の勤務をすること。
  - ・医療機関から業務従事証明書(様式第7号)の提出があること。
- (3)義務従事期間の算定方法(参考資料1-2)

日勤、夜勤及び当直はそれぞれ1日、半日勤務の場合は0.5日と算定する。年間の勤務日数の合計に20分の1を乗じて得た数(1か月当たりの勤務月数)から1か月に満たない期間を除き、義務従事期間とみなす。

## 2 地域枠医師の地域医療貢献期間の配置先について明記

地域枠医師の地域医療貢献期間の配置調整方針は、令和3年3月に愛媛県保健医療対策協議会において協議を行った結果、前半は地域中核病院、後半は地方拠点病院に配置することとされたことから、診療科別モデルコースに明記する。

なお、地方拠点病院への配置については、地域医療貢献期間が2年を超える診療科は2年間、2年以下の診療科は全期間の配置を基本とする。

 <診療科別モデルコース地域医療貢献期間例示>(資料 1 - 2 の 3 ~ 10 ページ)変更前
 変更後

 6年目 7年目 8年目 9年目 地域医療貢献期間
 6年目 7年目 8年目 9年目 地域医療貢献期間

 医療機関群のうち次の医療機関・地域中核病院・地方拠点病院・地方拠点病院・地方拠点病院
 地域中核病院・地方拠点病院・地方拠点病院

## 3 自治医科大学卒業医師対象小児科コースの策定

現在、自治医科大学卒業医師が義務年限内に専門医資格を取得できるコースとして 内科、整形外科、産婦人科、救急科及び総合診療科の5つを設定している。

今回、地域における小児医療体制の確保のため、引き続き小児科医師の育成が必要であるほか、自治医科大学卒業医師のキャリア形成上の希望に対応するため、次のとおり新たに自治医科大学卒業医師対象の小児科コースを策定する。

## <小児科コースの概要>(資料1-2の12ページ)

- ・キャリア形成期間の連携施設は小児科専門研修が実施できる公立病院とする。
- ・自治医科大学卒業医師に対する市町等の配置要望の大多数が内科であることを考慮し、 小児科専門医取得後は内科への配置を基本とする。

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
キャリア形成期間(専門研修プログラム履修)※						
連携施設(関連施設を含む。)		基幹施設	・ ・ 市町から配置要望のある 公立病院若しくは診療所			
県立新居浜病院		愛媛大学医学部附属病院				
県立今治病院				又は県立病院 (内科への配置を基本とする)		
市立八幡浜総合病院						
市立宇和島病院						
ツート・リラル子物明ナミニュケロに本事ナイニトナラかしナイン・トギリーサがた可になって放け原則にケロトナイ						

※ キャリア形成期間を5~7年目に変更することを可能とする。ただし、基幹施設での研修は原則5年目とする。